

豊見城市いじめ防止基本方針



豊見城市の教育理念

とよ

「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育

とよ

響むとは

鳴り響くの意味であり、転じて名高いという意味の古語。「響む」には、歴史に恵まれた豊見城のアイデンティティと地方主権時代のまちを切り拓く気概、そして、郷土への愛着が込められている。

豊見城市教育委員会

平成 28 年 3 月策定
(平成 31 年 3 月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめは決して許される行為ではありません。

豊見城市では「ひと・そら・みどりがつなぐ響（とよ）むまちとみぐすく」を未来像とする第4次総合計画の下『人が健やかに助け合い、そらが広がるみどり豊かなまちを共に築き、ひととまちが響きあう中で、「豊見城が好き」と実感できるとみぐすく』を目指して取り組んできました。

本市教育委員会においても『「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響（とよむ）まちの教育』という教育理念のもと各種教育活動に取り組んでいるところです。

各学校においては学校いじめ防止基本方針を策定し、「いじめは決して許されない行為である」ととらえ、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」ことを全教職員が十分認識し、いじめの未然防止、早期対応、早期解決に努めております。

しかしながら、本市の現状を見ると、相手の気持ちや立場を思いやることができない子ども達や自分をかけがえのない存在であるにとらえる気持ち（自尊感情）、自分のよさや個性を認める感情（自己肯定感）、人から認められている、役に立っている等の気持（自己有用感）を持ってない子ども達がおり、いじめにつながる事象が生起しています。

いじめの防止等の対策はすべての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校・家庭・地域、その他関係者との連携のもと、地域をあげて取り組まなければなりません。

本方針は、平成25年施行の「いじめ防止対策推進法」の規定及び豊見城市いじめ問題専門員会の提言（平成30年3月）を踏まえ、いじめの防止や早期発見、早期対応を総合的かつ効果的に推進することを目的として、国及び県の基本方針を踏まえ、策定するものです。

平成31年3月

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	P 1
1 豊見城市いじめ防止基本方針の理念	P 1
2 いじめの定義	P 1
3 いじめの理解と判断	P 1
第2章 いじめの防止等のために豊見城市が実施する施策	P 2
1 豊見城市いじめ問題対策連絡協議会の設置	P 2
2 豊見城市いじめ問題専門委員会の設置	P 2
3 教育委員会の取り組み	P 2
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	
(2) いじめに対する措置	
(3) 学校評価に関すること	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	P 3
1 学校いじめ防止基本方針策定	P 3
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	P 4
3 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取り組み	P 4
(1) いじめの防止について	
(2) いじめの早期発見について	
(3) いじめに対する措置について	
第4章 重大事態への対処	P 6
1 重大事態の発生と調査	P 6
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の主体	
(4) 調査を行うための組織	
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
(6) その他留意事項	
(7) 調査結果の提供及び報告	
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	P 8
(1) 再調査	
(2) 再調査を行う機関の設置	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	
3 重大事態対応フロー図	P 9
第5章 第5章 いじめ防止基本方針の改定に関する事項	P 9
第6章 その他（様式・通知・依頼）等	P 10
(1) 様式1（いじめに係る報告）	
(2) 「市いじめアンケート」保管及び廃棄について（通知）	
(3) 「いじめアンケート」等に係る保管及び廃棄について（通知）	
(4) 市いじめアンケート 「安心してすごせる学校をめざして」の実施等について（依頼）	
(5) 各校の「いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止委員会の取組状況報告について（依頼）	
(6) 豊見城市いじめ防止基本方針に示されているいじめ防止のために実施する施策についての取組状況調査について（依頼）	

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 豊見城市いじめ防止基本方針の理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめは、被害、加害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在、更に学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されることが必要である。

豊見城市いじめ防止基本方針は、上記のことを踏まえ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを強く念頭に置いて行う。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法2条において次のように定められている。

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解と判断

上記2のいじめの定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする児童生徒の立場に立つことが必要である。「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の

児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的には、遊びやふざけあい、または、けんかのように見えることでも、いじめを受けたとする児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、いじめの判断及び認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止のための組織」を活用して行う。

第2章 いじめの防止等のために豊見城市が実施する施策

豊見城市は、豊見城市いじめ防止基本方針の理念に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進するとともに、これらに必要な行政上の措置その他の必要な措置を講じる。

1 豊見城市いじめ問題対策連絡協議会の設置

本市はいじめ防止対策推進法第14条により、法の趣旨を踏まえ、「豊見城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。その構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察署その他の関係者により構成される。

2 豊見城市いじめ問題専門委員会の設置

豊見城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、連絡協議会との円滑な連携の下に学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の付属機関として「豊見城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置する。

この専門委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を確保する。

教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態にかかる調査を行う場合、このプロジェクトチームで調査を行う組織とする。

3 教育委員会の取り組み

（1）いじめの防止・早期発見に関すること

- ① 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を推進する。
- ② 児童生徒の豊かな情操や道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うための取り組みの充実を図る。
- ③ いじめの防止・早期発見のため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査を実施し、必要な措置を講じる。
- ④ 文部科学省作成「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえて、沖縄県教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「人権ガイドブック」、「学校教育における

指導の努力点」、「ネット被害防止ガイドライン」等を活用し、いじめの防止等の取り組みの充実を図る。

- ⑤ 教職員の資質能力の向上に資する研修を実施し、いじめの防止・早期発見を図る。
- ⑥ 相談員等を学校に配置し児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- ⑦ 各種支援員を学校に配置し、児童生徒へのきめ細かな対応を行うことにより、いじめの防止・早期発見を図る。
- ⑧ 各種連絡会を実施し関係者が連携することにより、いじめの防止・早期発見を図る。
- ⑨ 家庭児童相談室や学校教育課、市適応指導教室による教育相談窓口を広く周知する。
- ⑩ 警察等と連携し非行防止教室の実施や、情報モラル教育を推進する。

（２）いじめに対する措置

教育委員会は、いじめ防止対策推進法第２３条第２項の規定による学校からの報告を受けたときは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣等、当該学校に対する必要な支援、措置を講じる。状況によっては、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

また、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保、いじめの再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置、いじめに係る児童生徒のケアなどについて指導・助言する。

いじめの状況によっては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向の配慮の下、早期に警察に相談・通報することが必要であることを学校に指導・助言する。

（３）学校評価に関すること

教育委員会は、学校の評価を行う場合において、いじめの防止等の対策については、学校がいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの未然防止、早期発見、再発防止のための取り組みについて学校に必要な指導や助言を行うとともに、適切な評価が行われるようにする。

第３章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

１ 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国、県の基本方針、「豊見城市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校としてどのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取り組みの内容を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

「学校いじめ防止基本方針」の策定に当たっては、単なる目標やスローガンの提示にとどまらず、いじめの未然防止のための取り組み、いじめの早期発見のための取り組み、

いじめに対する措置（発見した時のいじめに対する早期対応、親身な対応等）等に留意して作成する。

「学校いじめ防止基本方針」は当該校の実情に即して適切に機能しているかどうかを校内で点検し、必要に応じて見直すことが重要である。また一連の取り組みが実効性を持つように具体的な計画や体制について決めておくものとする。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、組織的な対応の中核となる「組織（常設）」を置くものとする。（組織名称は校内いじめ防止委員会とする）

日頃から児童生徒指導上の問題や課題等に対応するための既存の組織（生徒指導委員会・教育相談委員会等）も合わせて効果的に活用し、必要に応じて外部の心理や福祉等の専門家の参加を求めることも考えられる。

3 学校におけるいじめの防止等に関する具体的な取り組み

（1）いじめの防止について

① いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、各種機会を通して、平素から教職員全員の共通理解を図り、「いじめは絶対にゆるされない」という雰囲気を学校で醸成する。

② いじめが生まれる背景と指導上の留意点

いじめの背景には、人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、児童生徒がストレスに適切に対処できる力を育み、お互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。

③ いじめを生まない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通して児童生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できるような豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するような態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、お互いを認め合いながら建設的に調整して解決していける力などの児童生徒の円滑なコミュニケーション能力を育てる

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱き、他者の役に立っていると実感できるような学級経営、学校風土づくりに努め、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。

また、児童生徒が様々な体験を通して困難な状況を乗り越え、自己肯定感を高められるように指導・支援する。

（2）いじめの早期発見について

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、ふざけあいなどを装うなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候も、いじめではないかとの疑いを持って、

早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、いじめを積極的に認知する。

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に情報交換を行い、学校全体で情報を共有する。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。その際、児童生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にして適切に行う。

(3) いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有を図り組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、社会性の向上、人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。

児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早い段階からの的確に関わりを持ち、知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止等の対策のための組織」に情報を提供し、組織が中心となって事実の有無を確認し、結果は、校長が責任を持って、教育委員会、被害・加害児童生徒保護者へ連絡し、解決できるように努める。

② 警察との連携

学校や教育委員会が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、所轄の警察署と相談して対処する。

また、いじめられている児童生徒や報告した児童生徒に対する仕返しが懸念される場合は、保護する観点から、必要があれば警察に早めの相談を行い、被害者等の保護対策を徹底する。

なお、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれ（重大事態への発展）があるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童生徒（被害者）又はその保護者への支援

ア いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるよう留意し、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意した対応を行う。

イ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、徹底して守り通すことや秘密を守る事を伝えるなど不安の除去に努めるとともに、児童生徒の見守りや落ち着いた教育を受けられる環境を確保する。

ウ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察官、教育経験者など外部専門家の協力を得る。

エ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払うとともに必要に応じて支援を行う。また、事実関係のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた児童生徒（加害者）への指導又はその保護者への助言

いじめた児童生徒からも事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、自らの行為の責任を自覚させるとともに再発を防止する。

事実関係を聴取した際には、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせる。

はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいきわたらせる。

全ての児童生徒が、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

⑥ ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除する措置をとる。

必要に応じて法務局の協力を求め、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ（重大事態への発展）があるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

（1）重大事態の意味

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な障害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

（2）重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。（様式1）報告を受けた教育委員会は重大事態と判断した場合は市長に報告する。

（３）調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事業の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。

学校が主体となって調査を行う場合は教育委員会が必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

学校主体の調査においては、重大事態の対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断した場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがあると判断した場合は教育委員会が主体となって調査を行う。

（４）調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。

教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

この調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

（６）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあると考えられる。よって、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、窓口を一本化し、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー等への配慮に留意する。

（７）調査結果の提供及び報告

① 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかにな

った事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して納得いくよう説明する。

情報を提供する際は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に説明する等の措置が必要である。

学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導又は支援を行う。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査の及び措置

(1) 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」）を行う。

(2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関については、条例により豊見城市いじめ問題対策調査委員会（仮称）を設置する。

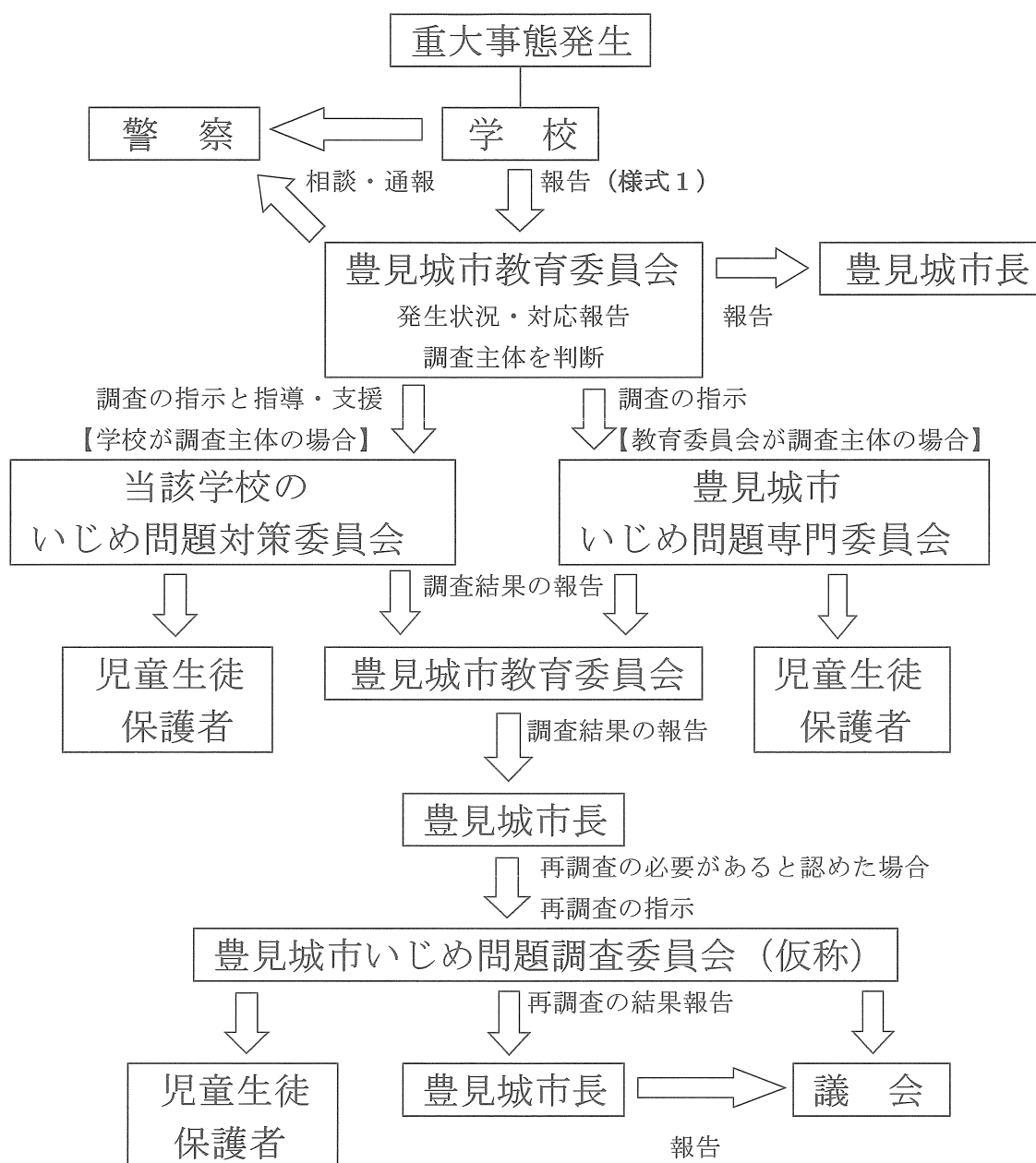
当該委員会の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者とする。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市において適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生防止のための必要な措置を講ずる。

3 重大事態対応フロー図



第5章 いじめ防止基本方針の改定に関する事項

本市は、文部科学省、沖縄県教育委員会等の指針等の改定・通知等を踏まえ必要があると認められるときは、豊見城市いじめ防止基本方針の改定等適切な措置を講ずる。

学校においては、文部科学省、沖縄県教育委員会等の指針、豊見城市いじめ防止基本方針等を踏まえ必要があると認められるときは、いじめ防止基本方針の見直し等適切な措置を講ずる。

第6章 その他（様式・通知・依頼）等

- （1）様式1（いじめに係る報告）
- （2）「市いじめアンケート」保管及び廃棄について（通知）
- （3）「いじめアンケート」等に係る保管及び廃棄について（通知）
- （4）市いじめアンケート 「安心してすごせる学校をめざして」の実施等につい（依頼）
- （5）各校の「いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止委員会の取組状況報告について（依頼）
- （6）豊見城市いじめ防止基本方針に示されているいじめ防止のために実施する施策についての取組状況調査について（依頼）